

3 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大都市制度について、国（総務省）に専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置するとともに、次期地方制度調査会における調査審議により「特別市」の法制化に向けた議論を加速させ、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

【要請の背景】

現行の指定都市制度は、65年以上前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度とはなっておらず、コロナ禍においても、指定都市のポテンシャルを十分に発揮できない事例が確認されたところである。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から提案している「特別市」制度に関しては、第30次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、同答申において示された「さらに検討すべき課題」については議論されないまま、その後10年以上が経過しており、未だ法的整備はされておらず、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

ついでには、道府県から指定都市への大幅な事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、「特別市」の法制化に向けた議論を加速させ、多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにすべきである。

